

平成26年度就学資金対象者募集案内 (日本語版)

平成25年11月1日
公益財団法人 中国残留孤児援護基金

I 趣 旨

日本に帰国した中国残留邦人及び樺太残留邦人本人並びにその子弟等が日本社会で自立するため、必要な知識及び技能を修得しようとして、大学及び専修学校等での就学が中国残留邦人及び樺太残留邦人世帯の自立に役立つと認められ、かつ、学費の支弁が困難な場合に就学に必要な資金を貸与します。

II 対象者

1. 全員に共通する条件

- (1) 平成26年4月に入学する方、または在学中の方。
- (2) 貸付対象者が属する世帯の前年所得額(控除額を除いた額)が、家族一人あたり130万円以下の方。

2. 就学先別の条件

一 大学を希望する方 一

日本への帰国後年数が申請時において原則として10年未満である中国残留邦人及び樺太残留邦人本人とその配偶者、並びにその子及び孫である方。

一 専修学校、看護師養成所その他の養成施設等(以下「専修学校等」という。)を希望する方 一

- (1) 卒業後、就職に役立てるための技術、技能または資格を修得することが可能であると理事長が認める場合。
- (2) 日本への帰国後年数が申請時において原則として10年未満である中国残留邦人及び樺太残留邦人本人とその配偶者、並びに子及び孫とその配偶者である方。

一 日本語教育機関を希望する方 一

日本に帰国した中国残留邦人等の子、孫のうち、日本への帰国定着後の経過年数が3年以内であって、大学又は専修学校の専門課程に進学を志望し、前もって大学受験と同等レベルの日本語を習得する教育機関へ入学する方。

III 募集人員

1. 大学・専修学校等 合わせて 10数名程度
2. 日本語教育機関 若干名

3. 就学資金の種類及び貸与額

区 分	大 学	専修学校等	日本語教育機関
入学資金	入学時 30万円以内	入学時 50万円以内	—
就学資金	月 額 4万円以内	月 額 4万円以内	年 額 55万円以内

4. 貸与期間

- (1) 原則として入学時から卒業時まで貸与します。在学生の場合は平成26年4月からです。
- (2) 日本語教育機関については、平成26年4月の入学時から平成27年3月の修了まで貸与します。

5. 申請手続及び申請締切

所定の申請書に必要書類を添付し、平成26年1月31日(金)までに当援護基金に必着するよう提出して下さい。

【申込み時に提出する書類】

- (1) 就学資金貸与申請書(表と裏、裏面の連帯保証人の欄は、連帯保証人になれるのは一定の収入のある方です。必ず連帯保証人ご本人が記入すること。)
- (2) 成績証明書(在学中の者は在学している学校の長の発行する証明書。申請時にどこにも在学していない者は直近に卒業した学校の長が発行する証明書。)
- (3) 申請世帯及び連帯保証人の課税証明書又はこれに代わる所得を証明できる書類。(生活保護を受けている世帯は、生活保護受給証明書が必要です。)
- (4) 対象者であることを証明できる書類(残留邦人本人と一緒に帰国した者は、引揚証明書、自立支度金の支給決定通知書、永住帰国者証明書等のコピーで結構です。呼び寄せで帰国した者は、残留邦人の自立支度金の支給決定通知書、残留邦人との親族関係公証書等のコピー、申請者本人の来日年月日を証明するもの住民票、日本国籍の方は戸籍謄本)。
- (5) 入学する予定学校の案内書(学校名、学部、学科、入学金、授業料の部分だけで結構です。)

6. 決定

申請書類により審査を行います。(必要に応じ面接を行います。)

審査が通過したら入学(在学)を確認し、当援護基金から決定通知をお送りします。(内定通知が必要な方には内定通知を発行します。)

7. 貸与手続

決定通知又は内定通知を受けた方は、就学資金の返還を行うことの契約書、その他の書類を提出して下さい。

8. 返還の方法

卒業(修了)後、年間3万6千円以上、17年以内(貸付金額により異なる)とします。ただし、無利子とする。

9. その他

生活保護受給世帯の方で大学及び専修学校等に就学する場合、その方は生活保護の対象から外れることがあります。

＜募集案内についての問い合わせ先＞

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

住 所 〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-5-8

オフィス虎ノ門1ビル7階

TEL 03-3501-1050

FAX 03-3501-1026

平成26年度就学资金对象者募集概要 (中文版)

平成25年11月1日
公益财团法人 中国残留孤儿援护基金

I 宗旨

回到日本的遗华日本人及遗留库页岛日本人本人及他们的子女等，为了在日本社会自立，有必要学习和掌握一定的知识或技能，在大学及专科学校等就学的、被认为对遗华日本人及遗留库页岛日本人家庭的自立有意义，并且，在支付学费有困难的情况下，借给必要的就学资金。

II 募集对象

1. 对全体募集者所要求的共同条件

- (1) 在平成26年4月入学的学生、或者在校学习中的学生。
- (2) 贷款申请者家庭成员的去年所得额(即：扣除以后所剩的金额)，每一位家庭成员的年平均额在130万日元以内的学生。

2. 对不同学校所要求的个别条件

— 希望进入大学的各位 —

原则上，在申请时应该是回到日本定居不满10年的遗华日本人及遗留库页岛的日本人本人和他们的配偶、及其子女和孙子女的各位。

— 希望进入专科学校、培养护师的学校及其他培养设施等(以下称「专科学校等」)的各位 —

- (1) 在毕业以后，理事长认为，凭借所学到的技术、技能及所取得的资格对就职能够起到一定的作用的情况下。
- (2) 在申请时应该是回到日本定居不满10年的遗华日本人及遗留库页岛的日本人本人和他们的配偶、及其子女、孙子女和他们配偶的各位。

— 希望进入日语教育机关的各位 —

回到日本的遗华日本人等的子女和孙子女中，在日本定居以后，已经度过的年限不满三年，将来有进入大学或专科学校学习专科课程的志向者，想事先进入与该大学的考试有同等水平的日语教育机关学习日语的各位。

III 募集人数

1. 大学·专科学校等的相加和为 10名以上
2. 日语教育机关 若干名

3. 就学资金的种类及贷款额

区分	大学	专科学校等	日语教育机关
入学资金	入学时 30万日元以内	入学时 50万日元以内	——
就学资金	月额 4万日元以内	月额 4万日元以内	年额 55万日元以内

4. 贷款期限

- (1) 原则上从入学时开始到毕业时为止。如果是在校生的时候，要从平成26年4月开始。
- (2) 对于进入日语机关学习的人，是从平成26年4月入学时开始至27年3月末学习结束为止。

5. 申请手续及申请截止日期

请将所规定的申请书及必要的材料备齐以后，必须在平成26年1月31日(星期五)之前，提交到本援护基金。

【申请时需要提交的材料】

- (1) 就学资金贷款申请书(正反两面、反面连带保证人一栏也要填写。要特别注意的是连带保证人必须要有一定的收入，并且一定要由连带保证人本人亲自填写。)
- (2) 成绩证明书(在校生成要提交所在学校校长发行的证明书。申请时没有具体的所在学校的人，要提交最后毕业学校校长发行的证明书。)
- (3) 申请家庭成员及连带保证人的纳税证明书或能够代替所得收入的证明材料。(接受生活保护的家庭，请提交接受生活保护的证明书)
- (4) 能够证明本人是符合募集对象的材料(同遗华日本人本人一起回国的人，要提交「渡航证明书」、「自立准备金的支給决定通知书」或「永住回国者证明书」的其中的某一件的复印件。由遗华日本人回国以后，再办理召集来日本的人，要提交遗华日本人的「自立准备金的支給决定通知书」、以及同遗华日本人本人的亲属关系公证书等的复印件或者其他能够证明申请者本人的回国年月日的住民票，日本国籍的人需要提交「户籍副本」。)
- (5) 预定将要升入的学校的内容介绍书(即写有学校名、学部、学科、入学金、学费的部分。)

6. 决定

根据申请材料要进行审查(必要时可能要进行面试)。

如果通过了审查并确认升学(在学)以后，由本援护基金直接给本人邮送决定通知(对需要内定通知的人，可以发行内定通知)。

7. 贷款手续

收到决定通知或内定通知的人，要办理和提交就学资金返还的契约书及其他相关的材料。

8. 还款的方法

毕业(结业)以后，一年要还3万6千日元以上，要在17年以内还清(但是，根据贷款的总额有所不同)。是无利息的。

9. 其他

接受生活保护家庭的人，想进入大学或专科学校等学习时，其本人可能不再成为生活保护的對象。

募集咨询处

公益财团法人 中国残留孤儿援护基金
地 址 邮政编码 105-1050
东京都港区虎ノ门1-5-8
オフィス虎ノ门1ビル7楼
电 话 03-3501-1050
传 真 03-3501-1026